

株式交換に関する事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示書面)

2021 年 8 月 6 日

株式会社神戸製鋼所

2021年8月6日

株式交換に関する事前開示書面

神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 山口 貢

当社は、2021年8月5日付で株式会社神鋼環境ソリューション（以下「神鋼環境ソリューション」といい、当社と総称して「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年11月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交換完全親会社、神鋼環境ソリューションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。
3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
 - ① 神鋼環境ソリューションは、2021年8月5日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、神鋼環境ソリューションを株式交換完全子会社とする株式

交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

- ② 神鋼環境ソリューションは、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により神鋼環境ソリューションが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

- ・ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2021 年 8 月 5 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、神鋼環境ソリューションを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以上

【別紙 1】 株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び株式会社神鋼環境ソリューション（以下「乙」という。）は、2021年8月5日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社神鋼環境ソリューション

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目4番78号

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、4.85を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4.85株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

（資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0円

(効力発生日)

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年11月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第8条 甲は、2021年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、且つ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

(自己株式の処理)

第9条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

(本契約の変更及び解除)

第10条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 11 条 本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第 6 条第 1 項ただし書に定める甲の株主総会における承認（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会における承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 13 条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 8 月 5 日

甲： 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 山口 貢

乙： 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号
株式会社神鋼環境ソリューション
代表取締役社長 大濱 敬織

【別紙 2】 交換対価についての定め相当性に関する事項

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断しました。

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	神鋼環境ソリューション (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4.85
本株式交換により交付する 株式数	当社の普通株式：31,982,287株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

当社は、神鋼環境ソリューションの普通株式（以下「神鋼環境ソリューション株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）4.85株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有する神鋼環境ソリューション株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議し合意の上、変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社が神鋼環境ソリューションの発行済株式（ただし、当社が保有する神鋼環境ソリューション株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の神鋼環境ソリューションの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、当社を除きます。）に対して、その保有する神鋼環境ソリューション株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。本株式交換によって交付する当社株式には、新たに発行する当社株式を使用する予定です（ただし、当社の判断により、上記に従い割当交付される当社株式の一部として、当社が保有する自己株式を充当する可能性があります。）。なお、神鋼環境ソリューションは、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により神鋼環境ソリューションが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。そのため、本株式交換により割当交付する予定の上記普通株式数については、神鋼環境ソリューションが保有する自己株式（2021年3月31日現在 4,314株）に対し当社株式を割当交付することを前提としておりません。本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、神鋼環境ソリューションによる自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる神鋼環境ソリューションの株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対しその保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる普通株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注4） 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる神鋼環境ソリューションの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

2021年3月下旬に当社から神鋼環境ソリューションに対して本株式交換の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社が神鋼環境ソリューションを完全子会社とすることが、両社の企業価値向上の観点で最善と考えるに至りました。

当社及び神鋼環境ソリューションは、本株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、神鋼環境ソリューションはSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から2021年8月4日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社が神鋼環境ソリューションに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

神鋼環境ソリューションにおいては、下記(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMBC日興証券から2021年8月4日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、神鋼環境ソリューションが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記(6)「利益相反を回避するための措置」に記載の通りです。）からの指示、助言及び2021年8月4日付で受領した答申書等を踏まえて、当社との間で複数回に亘り本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、神鋼環境ソリューションの少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、当社及び神鋼環境ソリューションは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーから受けた助言等を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上で、両社間で本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意し、本日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、本日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券は、当社及び神鋼環境ソリューション並びに本株式交換からは独立した算定機関であり、当社及び神鋼環境ソリューションの関連当事者には該当しません。

みずほ証券、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及びみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、当社の株主たる地位を有しており、また、みずほ証券及びみずほ信託銀行は神鋼環境ソリューションの株主たる地位も有しておりますが、みずほ証券の社内において、ファイナンシャル・アドバイザー業務及び当社株式の価値算定業務を担当する部署と当社及び神鋼環境ソリューションの株式を保有する同社の別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、みずほ銀行及びみずほ信託銀行における当社及び神鋼環境ソリューションの株式を保有する同行の別部署との間においても情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことです。これらの措置により、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務及び当社株式の価値算定業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ証券、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の当社及び神鋼環境ソリューションの株式を保有する別部署とは独立した立場で当社の株式価値の算定を行っているとのことです。

また、みずほ銀行は、当社及び神鋼環境ソリューションに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式交換に関して当社及び神鋼環境ソリューションとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。

当社は、みずほ証券の社内並びにみずほ銀行及びみずほ信託銀行の当社及び神鋼環境ソリューションの株式を保有する別部署との情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が構築されていること、当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を当社及び神鋼環境ソリューション並びに本株式交換から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

神鋼環境ソリューションの第三者算定機関である SMBC 日興証券は、当社及び神

鋼環境ソリューションから独立した算定機関であり、当社及び神鋼環境ソリューションの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員である SMBC 日興証券及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）は、当社及び神鋼環境ソリューションの株主たる地位を有しており、また、三井住友銀行は当社及び神鋼環境ソリューションに対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関して当社及び神鋼環境ソリューションとの利益相反に係る重要な利害関係を有していません。SMBC 日興証券によれば、SMBC 日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザー業務並びに当社及び神鋼環境ソリューション株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、SMBC 日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること、神鋼環境ソリューションと SMBC 日興証券の間において、一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しており第三者算定機関としての独立性が確保されていること、また、SMBC 日興証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、神鋼環境ソリューションが SMBC 日興証券に対して、当社及び神鋼環境ソリューションの株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、SMBC 日興証券を当社及び神鋼環境ソリューションから独立した第三者算定機関として選定いたしました。

② 算定の概要

みずほ証券は、当社については、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しており、また神鋼環境ソリューションについては、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2021年8月4日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、東京証券取引所における算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値の平均値）を、また、当社及び神鋼環境ソリューションいずれについても比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、当社及び神鋼環境ソリューションの将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行っております。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における神鋼環境ソリューションの評価レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	3.49～3.92
類似会社比較法	1.56～5.19
DCF法	1.60～6.30

みずほ証券は、株式価値の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及

び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2021年8月4日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券が DCF 法による算定の前提とした神鋼環境ソリューションの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。一方、当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社は、経常利益において、2022年3月期と2024年3月期にそれぞれ前年度に対して3割以上の大幅な増益を見込んでおります。2022年3月期の増益は、鉄鋼事業での販売数量の増加、機械系を中心としたコスト削減、鉄鋼アルミや素形材における在庫評価影響の改善等によるもの、2024年3月期の増益は、新たな発電所の通期稼働による電力セグメントの損益改善、自動車軽量化素材の需要増による素形材セグメントの損益改善等によるものです。また、当社及び神鋼環境ソリューションの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、SMBC日興証券は、当社については、同社が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2021年8月4日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間（2021年7月5日から2021年8月4日まで）、3ヶ月間（2021年5月6日から2021年8月4日まで）及び6ヶ月間（2021年2月5日から2021年8月4日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

神鋼環境ソリューションについては、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2021年8月4日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における1ヶ月間（2021年7月5日から2021年8月4日まで）、3ヶ月間（2021年5月6日から2021年8月4日まで）及び6ヶ月間（2021年2月5日から2021年8月4日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、神鋼環境ソリューションと類似性があると判断される類似上場会社として、日立造船株式会社、栗田工業株式会社、株式会社タクマ、メタウォーター株式会社、オルガノ株式会社、三菱化工機株式会社、株式会社ダイキアックス及び野村マイクロ・サイエンス株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、神鋼環境ソリューションが作成した2022年3月期から2026年3月期までの財務予測に基づく2022年3月期以降に神鋼環境ソリューションが創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は6.51%～7.95%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しております。また、永久成長法では永久成長率として-0.25%～0.25%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして7.4倍～9.0倍を使用しております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、SMBC日興証券がDCF法の採用に当たり前提とした神鋼環境ソリューションの事業計画の各期において、大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、各評価方法による神鋼環境ソリューションの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	3.67～3.92
類似上場会社比較法	3.91～5.00
DCF法	3.97～5.85

（注）SMBC日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社及び神鋼環境ソリューションにおいて一切認識されていないことを前提としております。また、当社及び神鋼環境ソリューション並びにその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社及び神鋼環境ソリューション並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC日興証券が、株式交換比率算定書で使用している神鋼環境ソリューションの事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、神鋼環境ソリューションにより合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率算定書において、SMBC日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定を分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

ん。

なお、SMBC 日興証券の算定結果は、SMBC 日興証券が神鋼環境ソリューションの依頼により、神鋼環境ソリューションの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的として神鋼環境ソリューションに提出したものであり、当該算定結果は、SMBC 日興証券が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2021年11月1日（予定）をもって、神鋼環境ソリューションは当社の完全子会社となることから、神鋼環境ソリューション株式は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、2021年10月28日に上場廃止（最終売買日は2021年10月27日）となる予定です。上場廃止後は、神鋼環境ソリューション株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

神鋼環境ソリューション株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される当社株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されており、本効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において神鋼環境ソリューション株式を21株以上所有し、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける株主の皆様は、その所有する神鋼環境ソリューション株式の数に応じて一部単元株式数に満たない当社株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の当社株式については引き続き東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において21株未満の神鋼環境ソリューション株式を所有する株主の皆様には、単元株式数に満たない当社株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、当社の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、神鋼環境ソリューションの株主の皆様は、最終売買日である2021年10月27日（予定）までは、東京証券取引所市場第二部において、その所有する神鋼環境ソリューション株式を従来どおり取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

当社及び神鋼環境ソリューションは、当社が、2021年3月31日現在、神鋼環境ソリューション株式9,521,400株（2021年3月31日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数16,115,686株に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして59.08%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）、また、当社が

議決権行使の指図権を留保しているみずほ信託銀行株式会社（退職給付信託神戸製鋼所口）名義の株式 3,403,200 株と合計すると、当社が保有する議決権の神鋼環境ソリューションの総議決権数に占める比率（以下「議決権割合」といいます。）は 80.20%（小数点以下第三位を四捨五入。以下議決権割合の計算において同じです。）となります。）を保有し、神鋼環境ソリューションは当社の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はみずほ証券を、神鋼環境ソリューションはSMBC日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、2021年8月4日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。当該算定書の概要については、上記(3)②「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社及び神鋼環境ソリューションはいずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、当社は西村あさひ法律事務所を、神鋼環境ソリューションはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、各々本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及び神鋼環境ソリューションから独立しており、当社及び神鋼環境ソリューションとの間に重要な利害関係を有していません。

(6) 利益相反を回避するための措置

神鋼環境ソリューションは、当社が、本日現在、神鋼環境ソリューション株式 9,521,400株（所有割合59.08%、当社が議決権行使の指図権を留保しているみずほ信託銀行株式会社（退職給付信託神戸製鋼所口）名義の株式3,403,200株と合計した場合の議決権割合80.20%）を保有し、神鋼環境ソリューションは当社の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 神鋼環境ソリューションにおける独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

神鋼環境ソリューションは2021年3月下旬に当社から本株式交換の申入れを受けたことを受け、2021年4月26日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、神鋼環境ソリューションの意思決定に慎重を期し、神鋼環境ソリューション取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、神鋼環境ソリューション取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが神鋼環境ソリューションの少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており、支配株主である当社及び神鋼環境ソリューションとの間で利害関係がなく、神鋼環境ソリューションの社外取締役として神

鋼環境ソリューションの事業内容や経営課題等について相当程度の知見がある者として、本株式交換の検討を行う適格性を有すると判断され、かつ、神鋼環境ソリューションの2021年6月開催予定の第67回定時株主総会の終結の時をもって退任する予定のなかった坂井慶氏（弁護士、至誠総合法律事務所）及び石田道明氏（元シスメックス株式会社上席執行役員）、並びに支配株主である当社及び神鋼環境ソリューションとの間で利害関係がなく、M&A業務に携わる専門家として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）の4名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。高橋明人氏は長年に亘り企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有することから、長谷川臣介氏は公認会計士としての経験を通じて培った財務及び会計に関する知見を有することから、また、両名とも他類似案件において特別委員会の委員を務めた経験を有することから、それぞれ社外有識者として本特別委員会の委員に選定いたしました。なお、神鋼環境ソリューションは、当初からこの4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず固定額の報酬を支払うものとされております。

その上で、神鋼環境ソリューションは、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が神鋼環境ソリューションの企業価値向上に資するか否かを含む。）、(b)本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本株式交換において、公正な手続を通じた神鋼環境ソリューションの株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から(c)の他、本株式交換は神鋼環境ソリューションの少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、神鋼環境ソリューションは本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を神鋼環境ソリューション取締役会から独立した合議体と位置付け、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行わないことといたしました。さらに、神鋼環境ソリューションは、本特別委員会の設置に係る神鋼環境ソリューション取締役会において、本特別委員会に対して、(a)本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する（その場合の合理的な費用は神鋼環境ソリューションが負担するものとされています。）、又は、神鋼環境ソリューションのアドバイザーを承認（事後承認を含む。）する権限、(b)神鋼環境ソリューションの役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、及び(c)本特別委員会が必要と認める場合には、当社との間で本株式交換の取引条件等の協議及び交渉を行う権限を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年4月26日に開催された第1回の特別委員会において、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、神鋼環境ソリューションにおいて、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC

日興証券を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に關与する神鋼環境ソリューションの取締役につき、当社との間での利害關係の観点から問題がないことを確認し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2021年4月26日から2021年8月4日までの間に、委員会を合計14回開催した他、神鋼環境ソリューション事務局や各アドバイザー等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に關し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討にあたり、神鋼環境ソリューションの経営陣との間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、神鋼環境ソリューションを取り巻く事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となる神鋼環境ソリューションの事業計画の策定手続き及び内容等について質疑応答を行っており、また、SMBC日興証券から、株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に關する説明や適時当社との交渉状況の報告を受けた上で、当社に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行う等して、当社との間の株式交換比率の交渉に参画しております。また、本特別委員会は、当社に対してインタビューを実施し、KOBELCOグループ（当社を中核企業とした企業グループをいいます。）における神鋼環境ソリューションの位置付け、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的及び本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、神鋼環境ソリューションのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る神鋼環境ソリューションの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に關する説明を受けるとともに、当社に対する財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。加えて、神鋼環境ソリューションは、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYストラテジー」といいます。）に対して、当社に対する財務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、EYストラテジーより財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。（本特別委員会はEYストラテジーが当社及び神鋼環境ソリューションの間に重要な利害關係を有しないことを確認しております。）。さらに、本特別委員会は、神鋼環境ソリューション事務局や各アドバイザー等から提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に關する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、当社と神鋼環境ソリューションとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方法等について協議を行い、神鋼環境ソリューションに意見する等して、当社との交渉過程に実質的に關与しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a)本株式交換を通じた、当社による神鋼環境ソリューションの完全子会社化のための取引（以下「本取引」といいます。）の目的は合理的と認められる

(本取引は神鋼環境ソリューションの企業価値向上に資するものである) 旨、(b)本株式交換比率は妥当なものと考えられ、本取引の条件の公正性が確保されている旨、(c)本取引において、公正な手続を通じた神鋼環境ソリューションの株主の利益への十分な配慮がなされている旨、及び、(d)神鋼環境ソリューション取締役会が本取引の実施を決定することは、神鋼環境ソリューションの少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2021年8月4日付で、神鋼環境ソリューションの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の答申書の概要は、次のとおりです。

(i) 答申内容

- i 本取引の目的は合理的と認められる(本取引が神鋼環境ソリューションの企業価値向上に資する。)ものとする。
- ii 本株式交換比率は妥当なものと考えられ、本取引の条件の公正性が確保されているものとする。
- iii 本取引において、公正な手続を通じた神鋼環境ソリューションの株主の利益への十分な配慮がなされているものとする。
- iv さらに、上記 i 乃至 iii を含めた本取引に係る状況を踏まえれば、神鋼環境ソリューション取締役会が本取引の実施を決定することは、神鋼環境ソリューションの少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(ii) 答申理由

- i 「本取引の目的は合理的と認められるか(本取引が神鋼環境ソリューションの企業価値向上に資するかを含む。)」について
 - ・ 神鋼環境ソリューションらから説明を受けた(a)本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに(b)本株式交換を通じて実施される本取引のメリットについて、神鋼環境ソリューションの現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであると考えられること。特に、世界的な脱炭素化に向けた動きの加速、カーボンニュートラルへの移行や社会変革の進展等神戸製鋼所及び神鋼環境ソリューションを取り巻く事業環境が急激に変化しているとの認識の下、新規事業の創出、環境貢献メニューでの収益最大化に向けた取り組みを推進していくべく、神鋼環境ソリューションが保有する多くの特長ある技術を活用するために神戸製鋼所及び神鋼環境ソリューションの一層の連携強化が必要と考えることは、既に従前から、神戸製鋼所及び神鋼環境ソリューションがお互いの連携強化により、エンジニアリングビジネスの収益力強化や新規事業創出に向けた取り組みを進めてきているとの点も踏まえると、十分に合理的な経営判断であると言えること
 - ・ 上記(a)及び(b)について、神鋼環境ソリューションの属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すると考えられること
 - ・ 同じく上記(a)及び(b)について、神鋼環境ソリューションにおける将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられること。具体的には、1.神鋼環境ソリューションを含むKOBELCOグループでの新規事業創出の加速、2.KOBELCOグループ全体でのカーボンニュートラル達成に向けた取り組み加速、3.KOBELCOグループ総合力の活用による神鋼環境ソリューション事業の拡大、4.経営効率の向上及び上場維持コストの削減、5.中長期的な視点に基づく事業運営及び意思決定の迅速化等については、神鋼環境

ソリューションと神戸製鋼所との連携の下、新たな事業創出を試み、また今後直面するであろう新たな課題に取り組むものと言え、いずれも神鋼環境ソリューションにおける中長期的な事業強化への取り組み及び企業価値の向上等、将来を見据えて講じる施策として合理的なものであると言えること

- ・ 神鋼環境ソリューションと神戸製鋼所との間で、神鋼環境ソリューションの属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていると言えること
 - ・ 神鋼環境ソリューションらから説明を受けた神鋼環境ソリューションの今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後に実施を検討している施策等について、神鋼環境ソリューションの事業内容及び経営状況を前提とした上で、神戸製鋼所の経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないこと
- ii 「本取引の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか」について
- ・ 本取引は、上記 i 中の(a)及び(b)に関する具体的な内容として列記した各事情のもとで神戸製鋼所による神鋼環境ソリューションの完全子会社化を目的とするものであるところ、本株式交換を通じて当該完全子会社化の実施を目指すこと、また神鋼環境ソリューションの株主に対して神戸製鋼所株式を割り当てることは、いずれも当該目的に沿うものと考えられ、神鋼環境ソリューションが本取引において株式交換の手続を選択すること、またその対価を神戸製鋼所株式とすることは、いずれも妥当なものと考えられること、神鋼環境ソリューションにおいて、本取引の条件、とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、本株式交換比率の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得した上で、当該株式交換比率算定書を参考としていること
 - ・ 当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること
 - ・ 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっている神鋼環境ソリューションの事業計画の内容に関する神鋼環境ソリューション及び第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、神鋼環境ソリューションの事業計画の作成経緯及び神鋼環境ソリューションの現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること
 - ・ これらを踏まえ、当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題等は認められないと考えられること
 - ・ また、当該株式交換比率算定書を基礎として神鋼環境ソリューションにおいても本取引の必要性及びメリット、神鋼環境ソリューションの今後の事

業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本株式交換比率の検討を行ってきたと言えること

- ・ 神鋼環境ソリューションにおいて、経験豊富なリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関（兼ファイナンシャル・アドバイザー）を起用し、本株式交換比率を含む本取引全般の条件交渉に関する助言を得ていると言えること
 - ・ 本取引は会社法の定める株式交換の手続を経て行われる予定であるところ、株式交換を含む所定の組織再編に関連する少数株主（一般株主）の権利保護を目的とした会社法上の規定として、当該組織再編に反対する株主（いわゆる反対株主）は、当該株主が有する株式を公正な価格で買取することを神鋼環境ソリューションに対して請求する権利（すなわち株式買取請求権）が認められていること。この買取価格について、一定の期間内に神鋼環境ソリューションとの間で協議が調わない場合には、当該株主（及び神鋼環境ソリューション）は、公正な価格の決定を求めて裁判所に対して所定の申立てを行うことが可能であること。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、神鋼環境ソリューションの少数株主（一般株主）においては、上記の手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること
 - ・ これらの神鋼環境ソリューションにおける対応は、本取引の条件とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する神鋼環境ソリューションの判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること
 - ・ 以上の通り、今般、神鋼環境ソリューションにて決議が予定されている本株式交換比率は、合理的な算定を踏まえて検討、決定、合意されたものと言え、本株式交換比率の妥当性が認められるものとする
- iii 「本取引において、公正な手続を通じた神鋼環境ソリューションの株主の利益への十分な配慮がなされているか」について
- ・ 神鋼環境ソリューションは本取引への対応を検討するに当たり、神鋼環境ソリューションにおける検討及び意思決定の過程に対する神戸製鋼所の影響を排除するべく、神鋼環境ソリューション及び神戸製鋼所のいずれからも独立した本特別委員会を設置していること、本特別委員会の委員全4名の半数である2名は神鋼環境ソリューションの社外取締役であり、残る2名は外部の専門家である弁護士及び公認会計士であること、さらに当該社外取締役のうちの1名が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること
 - ・ 神鋼環境ソリューションは、本取引への対応を検討するに当たり、本取引の条件とりわけ本株式交換比率の公正性を確保すべく、本株式交換比率に係る算定を、神鋼環境ソリューション及び神戸製鋼所のいずれからも独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券へ依頼した上で、株式交換比率算定書を取得していること、またSMBC日興証券の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
 - ・ また本取引に関する法的助言を得るべく、神鋼環境ソリューション及び神

戸製鋼所のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること

- ・ 今般の本取引において、神戸製鋼所は神鋼環境ソリューションの親会社であり、本株式交換は神鋼環境ソリューションにとって支配株主との重要な取引等に該当するものであることから、構造的かつ典型的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、神鋼環境ソリューションにおいては、上記の体制のもと、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、神鋼環境ソリューションから神戸製鋼所に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言えること
 - ・ 神鋼環境ソリューションと神戸製鋼所との間の協議及び交渉の方針に関して、神鋼環境ソリューションから本特別委員会に対して協議及び交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該協議及び交渉方針の下に神戸製鋼所との交渉が進められたこと
 - ・ 神鋼環境ソリューションと神戸製鋼所との協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本株式交換比率に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会から神鋼環境ソリューションに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行う等、本取引の条件とりわけ本株式交換比率の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること
 - ・ その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、神鋼環境ソリューションにおいて全般的な検証を重ねた上で、神戸製鋼所との複数回に及ぶ協議、交渉を経て本株式交換比率に関して、今般取締役会決議が予定されている比率についての最終的な調整が進められたこと
 - ・ その後、最終的に神鋼環境ソリューションと神戸製鋼所との間において本株式交換比率を含む本取引の条件について合意するに至り、神鋼環境ソリューションにおいて、当該合意された比率をもって、取締役会で決議を予定している本株式交換比率となったこと
 - ・ 利害関係を有する神鋼環境ソリューション取締役について、意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高めるために、神鋼環境ソリューションにおける本取引の検討に加わっておらず、今後開催される本取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であること等、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言えること
 - ・ 以上の通り、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた神鋼環境ソリューション株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること
- iv 「上記 i から iii の他、本取引は神鋼環境ソリューションの少数株主にとって不利益でないと考えられるか」について
- ・ 上記 i 乃至 iii までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員

会において、本株式交換を含む本取引が神鋼環境ソリューションの少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従って神鋼環境ソリューション取締役会が本取引の実施を決定することは神鋼環境ソリューションの少数株主にとって不利益なものではないと考える。

② 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の神鋼環境ソリューションの取締役会においては、神鋼環境ソリューションの取締役8名のうち、大濱敬織氏は2020年6月24日まで、中村学氏は2020年3月31日まで、当社の役職員であった者であり、また、当社を退社してからの期間が短期間であることに鑑み、また、元行正浩氏は当社の執行役員を兼務していることから、利益相反を回避する観点から、大濱敬織氏、中村学氏及び元行正浩氏を除く他の5名の取締役で審議し全員の賛成により決議しております。なお、利益相反を回避する観点から、大濱敬織氏、中村学氏及び元行正浩氏は、神鋼環境ソリューションの立場で本株式交換に係る検討、協議及び交渉に参加しておりません。なお、大濱敬織氏、中村学氏及び元行正浩氏を除き、いずれの神鋼環境ソリューションの取締役も、直近5年間に於いて、当社又はその子会社・関連会社（神鋼環境ソリューション及びその子会社・関連会社を除きます。）の役職員ではありません。

また、上記の取締役会には当社との間で利害関係を有しない監査役4名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、神鋼環境ソリューションの監査役のうち、塚本寛城氏は2011年6月30日まで当社の従業員でありましたが、当社を退社してから相当の期間が経過していること、その後2014年6月13日まで当社の子会社である神鋼機器工業株式会社の取締役であり、2019年6月19日まで当社の子会社である株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンスの監査役でありましたが、2014年6月13日以降当社又はその子会社の業務執行を行っていないものではないことから、当社との間で利害関係を有しないと考えております。

2. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び神鋼環境ソリューションは、本株式交換の対価として、当社株式を選択いたしました。

当社株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、神鋼環境ソリューションの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

3. 本株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項の定め
の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、会社計算規則及び公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本政策にも合致するものであることから、相当であると判断しております。

資 本 金 の 額： 0 円

資本準備金の額： 会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める金額
利益準備金の額： 0 円

【別紙 3】 株式交換完全子会社である神鋼環境ソリューションの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

添付書類

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、政府による緊急事態宣言が2回にわたり発令されるなど、年間を通じて経済活動、社会生活ともに大きく制限され、厳しい状況が続きました。国内においては、経済活動再開に向けた政策が講じられたことにより、回復の兆しは見られるものの、世界的に感染症拡大の収束時期は未だ見通すことができず、先行きは不透明な状況が続いており、今後、長期化することが懸念されております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、水処理及び廃棄物処理の環境関連事業に係る国内公共投資は、頻発かつ激甚化している自然災害に対する防災・減災、国土強靱化対策、地球温暖化防止や循環型社会の構築に資する関連需要により、前期に引き続き堅調に推移しました。水処理関連事業及び化学・食品機械関連事業に係る国内の民間設備投資は、一部に新型コロナウイルス感染症拡大により投資を見送る動きも見られましたが、概ね横ばいとなりました。

このような状況の中、当社グループでは、企業理念のもと、社会に貢献しつつ、これからの時代を超えて繁栄し続けることを全社で共有し、当期2020年度を最終年度とする5ヵ年の中期経営計画において、その基本方針である「①主力事業のリノベーション」、「②海外展開・新規事業での着実なビジネスの拡大」、「③神戸製鋼グループとの連携強化」に沿った諸施策を実施し、事業活動を展開してまいりました。

当期の連結業績につきましては、受注・受託高は水処理関連事業及び廃棄物処理関連事業で大型案件の受注があった前期に比べ254億円減（21.0%減）の955億円となり、当期末の受注・受託残高は、前期に比べ168億円減（7.5%減）の2,092億円となりました。売上高は、大型案件の工事進捗の寄与やアフターサービスの増加などにより、前期に比べ144億円増（14.7%増）の1,124億円、利益に関しては、増収や収益性改善などにより、営業利益は前期に比べ21億3千万円増の56億3千万円、経常利益は前期に比べ21億4千万円増の56億7千万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の計上や法人税等を差し引いた結果、前期に比べ8億8千万円増の36億1千万円となりました。

現中期経営計画の最終年度の数値目標でありました連結売上高1,100億円、連結経常利益50億円を達成いたしました。

配当につきましては、継続的かつ安定的に株主の皆様へ利益還元を行うこととして、業績の水準、財政状態、企業価値向上のための投資等の資金需要及び配当性向等を総合的に勘案し配当を行うことを基本方針としており、1株につき、前期から15円増額し、60円としてお諮りさせていただきたいと存じます。

当社グループの事業別の概況は次のとおりであります。

(水処理関連事業)

水処理関連事業では、「富士市西部浄化センター消化ガス発電事業」を開始しました。当社は浄化センターで発生する消化ガスを富士市から購入し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の適用を受けた民設民営の消化ガス発電事業を行います。富士市は20年間にわたり、消化ガス収入を消化設備の改築に充当することになっております。海外においては、前年度に水道事業を開始したカンボジアで、同国の工業科学技術革新省と小規模浄水設備の普及促進に関する協力覚書を締結しました。また、ベトナムでは、KOBELCO ECO-SOLUTIONS VIETNAM CO.,LTD.が、政府系の経済文化研究所などが主催するイベントにおいて、2020年度の「Top10 Vietnam Gold Brands」を受賞しました。これは浄水処理サービスの分野において、同社が安全、高品質の製品とサービスを提供したことなどが評価されたものです。

業績につきましては、受注・受託高は前期に比べ110億円減の424億円となりました。

また、売上高は、大型案件の工事進捗の寄与などにより前期に比べ53億円増の425億円となり、経常利益は、増収及び収益性改善などにより前期に比べ17億1千万円増の22億6千万円となりました。

(廃棄物処理関連事業)

廃棄物処理関連事業では、栃木県壬生町から「壬生町清掃センター基幹的設備改良工事」、並びに柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（千葉県）から「グリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事」を受注しました。施設の延命化を図ることで廃棄物処理施設の整備に係わるトータルコストの縮減と平準化に寄与するとともに、操業に伴い発生するCO₂排出量を削減し、循環型社会の形成に貢献するものです。また、英国において建設中の廃棄物発電案件につきましては、新型コロナウイルス感染症による工程への影響を含むリスク管理を強化してプロジェクトを遂行しております。

業績につきましては、受注・受託高は前期に比べ140億円減の428億円となりました。

また、売上高は、アフターサービスの増加や大型案件の工事進捗などにより、前期に

比べ70億円増の587億円となりましたが、経常利益は、一部国内外大型案件の採算悪化などがあり前期と同水準の27億4千万円となりました。

(化学・食品機械関連事業)

化学・食品機械関連事業では、「ものづくり力」強化として自動化の推進や、商談時の顧客満足度向上を図るための取り組みを進めております。新型コロナウイルス感染症による主力関連市場における設備投資への影響は限定的であり、国内において、高い水準の需要が継続しました。

業績につきましては、受注・受託高は前期に比べ3億円減の101億円となりました。

また、売上高は、前期に比べ18億円増の109億円、経常利益は、増収などにより前期に比べ4億1千万円増の13億6千万円となりました。

(注) 前期まで経営成績における数値指標を「受注高」としておりましたが、当期より「受注・受託高」とし、これまでの受注高に、長期運転維持管理案件の受託高を加えた数値へ変更しており、前期との比較においても変更後の数値と比較しております。また、前期末の長期運転維持管理案件の受託残高1,455億円は、当期首の受注・受託残高に含めております。

2. 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内外を問わず、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないため、経済活動や社会生活に大きな影響を与えることから、全般的に予断を許さず、新型コロナウイルス感染症による影響は長期化する可能性も小さくないと考えております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、水処理及び廃棄物処理の環境関連事業に係る国内公共投資は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などにより、当面、堅調に推移すると考えられる一方で、人口減少・広域化・官民連携などの市場変化への迅速な対応が必要であると認識しております。水処理関連事業及び化学・食品機械関連事業に係る国内の民間設備投資の動向については、継続して新型コロナウイルス感染症の影響に十分に留意する必要があると認識しております。

海外においては、米国と中国の対立や引き続き新型コロナウイルス感染症による影響などの海外リスクが懸念され、全体として、不透明感が増す傾向にあると思われまます。そのような中で、東南アジアの新興国では、上水道を中心とした水処理関連インフラの整備や大規模工業団地の排水処理などの需要は継続しております。

さらに、国内外ともカーボンニュートラルへの社会変革の中、環境負荷低減につながる投資が拡大していくと考えております。

このような認識のもと、当社グループでは、2021年度から2023年度までの新中期経営計画を策定しました。この3年間を次のステージへの飛躍に向け足場を固める期間と定め、全ての役員・従業員が価値観や目標を共有し、以下の基本方針に基づき取り組みを進めてまいります。

<基本方針>

両利きの経営（既存事業の競争力強化・成長分野への積極投資）による持続的成長の実現
～既存事業で安定収益基盤を確保しつつ、
成長分野へ積極的に踏み込むことで持続的成長を実現する～

<2023年度 数値目標>

連結売上高	1,100億円
連結経常利益	60億円

<目標経営指標>

ROA（総資産利益率） 5%以上

基本方針として掲げました「既存事業の競争力強化」として、CO₂削減につながる下水汚泥や廃棄物をエネルギー源とした発電などの事業展開、また、化学・食品機械関連事業におけるオンリーワン技術の追求及びグローバル市場を含めた事業拡大への基盤づくりに取り組みます。

同じく基本方針として掲げました「成長分野への積極投資」として、海外における上水道整備、廃棄物発電などに取り組むとともに、CO₂削減や再生可能エネルギーの利用拡大等、地域・お客様の課題解決に役立つコア技術の提供、新規事業の推進を展開してまいります。機能性表示食品の販売を開始した藻類事業においては、更なる潜在的な機能性の追求に注力し、顧客拡大に努めてまいります。また、グリーンエネルギーとして注目を集めている水素の利活用においては、他社と共同で「再エネ洋上水素製造・供給インフラ整備」の検討を開始しました。

足元では、当社グループが施設の建設や運転維持管理業務を行っている水処理施設や廃棄物処理施設は、経済活動や市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、新型コロナウイルス感染症による行動制限が継続する中においても、感染症予防に万全を期し、社会インフラを支える使命感をもって、施設の建設や運転維持管理に尽力してまいります。

当社グループは、コーポレートガバナンス体制の充実を経営上の最も重要な課題の一つと位置づけ、適切なリスクテイクを支える経営管理組織の整備、経営監視体制の強化、コンプライアンスの徹底に取り組み、事業環境の変化に的確に対応しながら事業を推進するとともに、企業価値の向上を目指してまいります。

また、安全衛生への取り組み、品質・環境監視委員会を中心とした品質保証並びに環境保全への取り組みを更に強化してまいります。継続して、業務効率の向上、コストダウンの徹底、研究開発の効果的・効率的な推進等の収益強化策を実行し、経営体質を強化するとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）を核とした働き方改革やダイバーシティを更に推進してまいります。

当社グループにおける事業活動の多くが、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」と深く関わっております。日本がSDGsアクションプランにおいて掲げる優先課題への取り組みとして「持続可能で強靱なまちづくり、環境インフラの国際展開、再生エネルギーの導入促進」など当社グループの事業と関連する技術が注目されており、事業を通じて「持続可能な社会」の実現に貢献してまいります。

また、昨年、政府より2050年カーボンニュートラル宣言があり、脱炭素社会への転換に向けた様々な環境問題に係わる対策がなされることになりました。当社グループの使命はそれらに積極的に取り組み、持続可能な社会づくりに貢献し続けることであると認識し、社会と地球が調和する未来を支える当社グループビジョンの実現を目指し、事業展開を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第64期 (2017年度)	第65期 (2018年度)	第66期 (2019年度)	第67期(当期) (2020年度)
受注・受託高	66,158 ^{百万円}	116,392 ^{百万円}	120,975 ^{百万円}	95,543 ^{百万円}
売上高	78,766	90,199	97,998	112,405
営業利益	3,814	3,701	3,504	5,635
経常利益	3,848	3,744	3,529	5,673
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,546	2,442	2,728	3,617
1株当たり当期純利益	158円00銭	151円55銭	169円33銭	224円49銭
総資産	71,750 ^{百万円}	85,836 ^{百万円}	84,694 ^{百万円}	95,993 ^{百万円}
純資産	25,660	27,543	29,365	33,450
1株当たり純資産	1,585円49銭	1,699円61銭	1,809円48銭	2,061円63銭

- (注) 1. 第67期から従来の「受注高」の項目を「受注・受託高」へ変更し、長期運転維持管理案件の「受託高」を含めた数値としております。第66期以前の数値についても「受注・受託高」の数値へ変更しております。
2. 第66期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第65期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第64期 (2017年度)	第65期 (2018年度)	第66期 (2019年度)	第67期(当期) (2020年度)
受注・受託高	56,361 ^{百万円}	92,742 ^{百万円}	99,231 ^{百万円}	72,850 ^{百万円}
売上高	65,082	75,481	78,725	93,723
営業利益	1,988	2,041	1,794	3,764
経常利益	2,067	2,322	2,103	4,066
当期純利益	1,440	1,692	1,830	2,503
1株当たり当期純利益	89円39銭	105円00銭	113円56銭	155円34銭
総資産	59,485 ^{百万円}	71,481 ^{百万円}	68,651 ^{百万円}	80,529 ^{百万円}
純資産	22,125	21,915	22,948	24,769
1株当たり純資産	1,372円90銭	1,359円86銭	1,424円01銭	1,536円98銭

- (注) 1. 第67期から従来の「受注高」の項目を「受注・受託高」へ変更し、長期運転維持管理案件の「受託高」を含めた数値としております。第66期以前の数値についても「受注・受託高」の数値へ変更しております。
2. 第66期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第65期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

4. 企業集団の設備投資の状況

設備投資については、特記すべき事項はありません。

5. 企業集団の資金調達の状況

資金調達については、特記すべき事項はありません。

6. 企業集団の主要な事業内容（2021年3月31日現在）

下記の設計、製作、販売及びアフターサービス又は事業等
水処理関連事業

- ・工業用水及び上、下水道の設備及び装置
- ・超純水、純水の製造設備及び装置
- ・工場用水及び廃水の処理装置
- ・下水汚泥、食品等有機廃棄物の資源化設備
- ・工業用、空調用冷却塔

廃棄物処理関連事業

- ・都市ごみの焼却、熔融施設
- ・PCB無害化処理関連
- ・廃棄物のリサイクル施設運営
- ・廃棄物の最終処分場運営

化学・食品機械関連事業

- ・木質バイオマスによる発電及び売電
- ・化学工業用機器、装置
- ・粉粒体機器、装置
- ・醸造用機器
- ・水素酸素発生装置

7. 企業集団の主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

当社本社 神戸
 当社支社 東京、大阪、九州（福岡市）
 当社支店 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、名古屋、北陸（福井市）
 当社研究所 神戸
 当社工場 播磨（兵庫県）
 当社海外事務所 ロンドン（イギリス）、プノンペン（カンボジア）

神鋼環境メンテナンス株式会社	本社	神戸
株式会社イー・アール・シー高城	本社	都城（宮崎県）
豊田環境サービス株式会社	本社	神戸
KOBELCO ECO-SOLUTIONS VIETNAM CO.,LTD.	本社	ベトナム
株式会社福井グリーンパワー	本社	大野（福井県）
株式会社ミカレア	本社	神戸

8. 企業集団及び当社の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
水 処 理 関 連 事 業	996 ^名
廃 棄 物 処 理 関 連 事 業	1,496
化 学 ・ 食 品 機 械 関 連 事 業	213
全 社 (共 通)	207
合 計	2,912

(注) 1. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない従業員数であります。

2. 前期末従業員数(2,916名)に対し、4名減少しております。

(2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,323名	44.7才	14.9年

(注) 1. 上記の従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者92名を含んでおりません。

2. 前期末従業員数(1,321名)に対し、2名増加しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所であります。同社は、同社が退職給付信託に拠出し、その議決権行使の指図権を留保している株式3,403,200株を含め、当社の株式12,924,600株(議決権比率80.23%)を保有しており、当社の仕入れ、販売両面において取引関係を有しております。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引条件を、営業取引については、いずれも他の取引先と同様に見積書をベースに、価格交渉し決定しており、また、土地等の賃借については、契約時点において再取得するのに要する金額又は相続税評価額をベースに、価格交渉し決定しております。

このように取引条件を決定していることから、取締役会としましては、親会社との取引は当社の利益を害さないと判断しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
神鋼環境メンテナンス株式会社	百万円 80	% 100.00	水処理設備及び廃棄物処理施設の運転、廃棄物のリサイクル施設運営等
株式会社イー・アール・シー高城	450	100.00	廃棄物の最終処分場運営
豊田環境サービス株式会社	30	100.00	中間貯蔵・環境安全事業株式会社の豊田PCB廃棄物処理施設の運転管理
KOBELCO ECO-SOLUTIONS VIETNAM CO., LTD.	億ベトナムドン 846	100.00	水処理設備、排水処理設備及び廃棄物処理施設の設計、建設及び維持管理等、並びにグラスライニング製機器の製造等
株式会社福井グリーンパワー	百万円 150	70.00	木質バイオマスによる発電及び売電
株式会社ミカレア	335	100.00	微細藻類を原料とした食品、化粧品その他の商品の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含め、24社であります。
2. 2018年7月24日付で株式会社ミカレアを設立し、当期から重要な子会社に加えられました。

10. 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
コベルコフィナンシャルセンター株式会社	9,054 ^{百万円}
株式会社日本政策金融公庫	1,747
福井県	388
株式会社三菱UFJ銀行	346
株式会社日本政策投資銀行	332

- (注) 1. 福井県からの借入金388百万円は、当社の連結子会社である株式会社福井グリーンパワーが福井県から受けた木質バイオマス発電施設整備事業補助金（無利子融資）であります。
2. 上記のほか、株式会社日本政策投資銀行を幹事とするシンジケートローンが、80百万円ありますが、各借入先の残高には含めておりません。

Ⅱ. 当社の現況

1. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,120,000株
- (3) 当期末株主数 3,292名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	9,521,400 ^株	59.08 [%]
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退 職 給 付 信 託 神 戸 製 鋼 所 口)	3,403,200	21.12
神 鋼 環 境 ソ リ ュ ー シ ョ ン 従 業 員 持 株 会	249,920	1.55
神 鋼 商 事 株 式 会 社	240,000	1.49
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	80,000	0.50
林 充 孝	76,300	0.47
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社	60,200	0.37
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	55,000	0.34
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	52,200	0.32
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	50,000	0.31

- (注) 1. みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託神戸製鋼所口)名義の株式(3,403,200株)は、株式会社神戸製鋼所が保有する当社株式を退職給付信託に拠出し、その議決権行使の指図権を留保している株式であります。
2. 持株比率につきましては、自己株式数(4,314株)を控除して算定しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	※大 濱 敬 織		
取 締 役 専務執行役員	田 中 和 幸	経営企画部、財務部、支社・支店、ロンドン事務所の担当、監査部、総務部、人事労政部、新規事業推進部、安全衛生管理部、品質環境管理部、環境エンジニアリング事業海外展開、全社コンプライアンスの総括	
取 締 役 専務執行役員	小 倉 賢 藏	環境エンジニアリング事業本部長	
取 締 役 常務執行役員	今 中 照 雄	プロセス機器事業部長、播磨製作所の担当、技術開発センター、技術研究所の総括	
取 締 役	元 行 正 浩		株式会社神戸製鋼所 執行役員
取 締 役	山 口 良 雄		三ツ星ベルト株式会社 取締役専務執行役員
取 締 役	石 田 道 明		
取 締 役	※坂 井 慶		至誠総合法律事務所 弁護士
監 査 役 (常 勤)	高 橋 正 光		
監 査 役 (常 勤)	梅 村 栄 作		
監 査 役	山 本 雅 春		公認会計士山本雅春 事務所代表
監 査 役	塚 本 寛 城		

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. ※印は、2020年6月25日開催の第66回定時株主総会において、新たに選任された取締役であります。
2. 山口良雄、石田道明及び坂井 慶の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山本雅春及び塚本寛城の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は、山本雅春氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 山本雅春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年6月25日開催の第66回定時株主総会の終結の時をもって、取締役社長 粕谷 強、取締役常務執行役員 八十芳樹、取締役常務執行役員 佐藤幹雄及び取締役執行役員 大槻茂樹の各氏は退任致しました。
6. 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 2021年4月1日現在の取締役の体制は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
取締役社長 (代表取締役)	大 濱 敬 織	
取締 役 専務執行役員	田 中 和 幸	社長付
取締 役 専務執行役員	小 倉 賢 藏	社長付
取締 役 専務執行役員	今 中 照 雄	プロセス機器事業部長、播磨製作所の担当、技術開発センター、技術研究所の総括
取 締 役	元 行 正 浩	
取 締 役	山 口 良 雄	
取 締 役	石 田 道 明	
取 締 役	坂 井 慶	

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当期に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	11名 (3)	187百万円 (16)	167百万円 (16)	19百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	52 (7)	52 (7)	- (-)

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役4名を含んでおります。また、無報酬の取締役1名は含んでおりません。
2. 業績連動報酬(変動報酬)は、配当に対して大きな責任を持つ当社取締役の報酬を変動させることに鑑み、配当に直結する親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標としております。算定方法につきましては、下記②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に記載のとおりであります。なお、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、I. 3. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
3. 取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第57回定時株主総会において、年額350百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役は1名)です。なお、この報酬額のうち社外取締役分は、2020年6月25日開催の第66回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役は3名)です。
4. 監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第40回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち社外監査役は2名)です。
5. 当期は2020年6月25日開催の取締役会において、取締役社長 大濱敬織に取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任する旨の決議をしています。この決定権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が最も適していると判断したためであります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、2020年10月に設置した人事・報酬諮問委員会へ諮問し、その意見を反映しております。また、当該決定方針は従来の報酬体系及び決定方法に基づいたものであることから、取締役会としましては、当該決定方針の決議前に既に決定していた当期に係る取締役の個人別の報酬等についても、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・個人別報酬は、固定報酬と変動報酬から構成し、固定報酬額は求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職位別に設定する。
- ・変動報酬は、連結純利益16億円～30億円の範囲においては増額適用となる変動報酬原資算定式を設定し、当該算定式を用いて変動報酬原資を算定する。また、連結純利益0～8億円の範囲においては減額適用となる算定式を設定し適用する。なお、連結純利益が適用範囲を超えた場合の取扱は委員の過半数が社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会への諮問を経て取締役社長が決定する。
- ・変動報酬の比率は、業績及び企業価値の向上へのインセンティブとして有効に機能し得る比率とする。
- ・固定報酬は、決定された年間固定報酬額に12分の1を乗じた金額を毎月支給し、変動報酬は、決定された変動報酬額を6月の月例報酬支給日に一括で支給する。
- ・報酬決定プロセスの客観性及び透明性を高めるため、取締役社長による個人別報酬額の決定前に、人事・報酬諮問委員会への諮問を経ることとする。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

地 位	氏 名	兼職先及び兼職の状況	当社と当該兼職先との関係
取 締 役	山口良雄	三ツ星ベルト株式会社 取締役専務執行役員	当社と三ツ星ベルト株式会社との間に特別の利害関係はありません。
取 締 役	坂井 慶	至誠総合法律事務所弁護士	当社と至誠総合法律事務所との間に特別の利害関係はありません。
監 査 役	山本雅春	公認会計士山本雅春事務所代表	当社と公認会計士山本雅春事務所との間に特別の利害関係はありません。

② 当期における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山口良雄	18回中18回	—	取締役会において経験・見識や専門的見地から、また、社外取締役として独立した立場から、経営全般に有用な助言・提言を行うなど、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。また、2020年10月設置の人事・報酬諮問委員会においても、社外取締役の委員として独立した立場から、役員報酬等の決定方針案の確認、役員候補者案の確認などを行っております。
取 締 役	石田道明	18回中18回	—	
取 締 役	坂井 慶	14回中14回	—	
監 査 役	山本雅春	18回中18回	19回中19回	取締役会において経験・見識や専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査に関する重要事項について協議、意見交換を行っております。
監 査 役	塚本寛城	18回中18回	19回中19回	

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 坂井 慶氏につきましては、2020年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき報酬等の額	50 ^{百万円}
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	62

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、財務デューデリジェンスに係る業務などについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

4. 業務の適正を確保する体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保する体制

当社の「内部統制システムの基本方針」は、次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、「企業倫理綱領」を制定し、取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守するための行動指針を定めております。
 - ・また、取締役会の諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置、外部の弁護士を受付窓口とした「内部通報システム」の導入等により、法令等の遵守体制を整備しております。
- ② 財務報告の適正性確保のための体制
 - ・当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備しております。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役会議事録及び決裁書等の、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を、法令及び社内規則に基づき適正に保存・管理しております。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスク管理規程」及び「リスク管理基準」を制定し、管理体制、管理すべきリスク項目及びその対応策等を定め、リスクを管理しております。
 - ・また、リスク管理の状況については、内部監査部門が内部監査を実施する体制となっております。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役会に加え、経営執行の審議機関として経営会議を設置しております。また、経営の意思決定と業務執行の機能を区分し経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
 - ・当社は、迅速かつ的確な経営判断がなされるよう、原則月1回の取締役会のほか、原則月2回開催される経営会議に重要事項を付議しております。また、取締役、及び取締役会決議により選任された執行役員が、委嘱された担当業務を執行する体制となっております。

- ・取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限、重要な会議体への付議基準等は、取締役会決議又は社内規則により明確化しております。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所であります。親会社は、間接所有を含め当社の議決権の3分の2以上を有しております。
 - ・当社は、親会社の企業グループの中で、固有の事業領域である水処理関連事業、廃棄物処理関連事業及びグラスライニング製機器・装置等を中心とした化学・食品機械関連事業を担う会社であり、親会社からの事業上の制約はなく、独自の事業活動を行っております。
 - ・当社は、社内規則に基づき、子会社が行う重要な意思決定に際しては事前協議を義務付けるとともに、子会社ごとに主管部門を定め、リスク管理、法令等の遵守、経営の効率化を含めた当社グループ各社の経営の管理、支援を行う体制となっております。また、適宜取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営を管理、監督しております。
 - ・主管部門は、子会社に対し必要な報告を要求できる体制となっております。また、当社の内部監査部門が、当社グループ各社の内部監査を実施する体制となっております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、内部監査とともに監査役監査の補助業務を担当する監査部を置いております。
 - ・監査役監査に関する補助業務は、監査役の指示に基づき監査部に所属する使用人が行うこととしております。
 - ・監査部に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役と事前に協議することとしております。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役が出席する取締役会において、所管する子会社の状況を含め、随時その担当する業務の遂行状況を報告しております。
 - ・監査役は、取締役、執行役員、使用人、子会社及び会計監査人に対して、必要な資料の提出や報告を要求できる体制となっております。

- ・当社は、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いは行いません。また、当社は、「内部通報システム」を利用して通報した者の不利益待遇を禁止しております。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役職務の執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を負担することとしております。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会において監査計画を策定し、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役と連携して監査を実施する体制となっております。
- ・また、監査役と代表取締役は定期的な会合を実施しております。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスクの管理について

- ・当期は、コンプライアンス委員会並びに、その分科会組織である品質・環境監視委員会及び安全保障貿易管理全社管理委員会をそれぞれ2回開催し、関係会社を含め部門ごとに事例等の確認を行い取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制の運用状況をモニタリングしました。
- ・また、階層別研修やeラーニングなどによりコンプライアンス教育を行いました。
- ・財務報告の適正性確保については、社内規則に基づき、評価項目ごとに各責任者による自己確認、監査部による内部監査、監査法人による外部監査を実施し、内部統制の有効性を評価しました。
- ・損失の危険の管理については、社内規則に基づき、部署ごとにリスク管理基準を定め、必要に応じて見直しを行うなどのリスク管理活動を行いました。また、大型プロジェクトに関しては案件ごとに技術・法務・財務・商務等のリスク検討を行いました。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年4月に取締役社長を本部長とする「新型コロナウイルス全社対策本部」を設置しました。同本部は、当社グループの従業員や関係者の安全確保、社会インフラの操業維持及び事業継続の観点から、感染防止策の検討・立案、止められない重要業務への対応状況の確認、及び社内外への情報発信などの対応を行いました。

② 取締役及び取締役会について

- ・当社では、取締役及び取締役会決議により選任された執行役員が、委嘱された担当業務を執行しております。また、取締役会は、事業規模等から適正な決裁基準を社内規則に定め、取締役社長、担当取締役及び担当執行役員へ権限を委任しております。
- ・当期は、取締役会を18回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。また、経営会議を24回開催し、経営執行に係わる重要事項を審議いたしました。
- ・また、役員指名並びに報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、2020年10月に、取締役会の任意の諮問機関として人事・報酬諮問委員会を設置しました。当期は同委員会を3回開催し、役員報酬等の決定方針案の確認、役員候補者案の確認などを行いました。

③ 監査役及び監査役会について

- ・当期は、監査役会を19回開催するとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及び品質・環境監視委員会などに出席し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかを確認しました。
- ・また、監査計画に基づき、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役と連携して監査を実施するため、定期的に会合を開催し、意思疎通及び情報交換を行いました。

④ 関係会社について

- ・社内規則に基づき、子会社ごとに主管部門を定め、当社グループ各社の経営の管理、支援を行いました。
- ・子会社における重要な意思決定に際しては事前協議を行い、また、当社グループにおいて重要と考えられる事項については、当社決裁基準に基づき、当社の取締役会等で審議のうえ決定しました。
- ・また、子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営を管理、監督するとともに関連部門等と情報を共有し、適宜、当社の取締役及び監査役等に報告しました。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(95,993)	(負債の部)	(62,542)
流動資産	71,754	流動負債	52,805
現金及び預金	4,757	買掛金	13,309
受取手形及び売掛金	55,885	電子記録債務	10,209
電子記録債権	1,000	短期借入金	9,767
商品及び製品	102	未払法人税等	2,545
仕掛品	2,356	未払費用	4,009
原材料及び貯蔵品	974	前受金	3,658
短期貸付金	4,473	製品保証引当金	1,786
その他	2,314	工事損失引当金	3,609
貸倒引当金	△111	その他	3,909
固定資産	24,238	固定負債	9,736
有形固定資産	13,736	長期借入金	2,183
建物及び構築物	6,097	リース債務	34
機械装置及び運搬具	2,938	退職給付に係る負債	6,880
土地	3,560	資産除去債務	584
建設仮勘定	711	その他	53
その他	428	(純資産の部)	(33,450)
無形固定資産	1,298	株主資本	32,427
顧客関連資産	164	資本金	6,020
その他	1,133	資本剰余金	3,332
投資その他の資産	9,203	利益剰余金	23,081
投資有価証券	818	自己株式	△6
繰延税金資産	5,810	その他の包括利益累計額	797
退職給付に係る資産	1,557	その他有価証券評価差額金	154
その他	1,146	繰延ヘッジ損益	1
貸倒引当金	△129	為替換算調整勘定	52
資産合計	95,993	退職給付に係る調整累計額	588
		非支配株主持分	225
		負債純資産合計	95,993

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		112,405
売 上 原 価		95,242
売 上 総 利 益		17,163
販売費及び一般管理費		11,527
営 業 利 益		5,635
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	73	
そ の 他	100	174
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73	
そ の 他	62	136
経 常 利 益		5,673
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	241	241
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,432
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,893	
法 人 税 等 調 整 額	△1,100	1,792
当 期 純 利 益		3,639
非支配株主に帰属する当期純利益		21
親会社株主に帰属する当期純利益		3,617

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
2020年4月1日 残高	6,020	3,332	20,190	△6		29,536
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△725			△725
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,617			3,617
自己株式の取得				△0		△0
連結範囲の変動			△1			△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,891	△0		2,891
2021年3月31日 残高	6,020	3,332	23,081	△6		32,427

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日 残高	100	11	28	△516	△375	203	29,365
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△725
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,617
自己株式の取得							△0
連結範囲の変動							△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	54	△10	23	1,104	1,172	21	1,193
連結会計年度中の変動額合計	54	△10	23	1,104	1,172	21	4,085
2021年3月31日 残高	154	1	52	588	797	225	33,450

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・ 連結子会社の数 24社 (神鋼環境メンテナンス(株)、(株)イー・アール・シー高城、豊田環境サービス(株)、(株)福井グリーンパワー、(株)ミカレア、KOBELCO ECO-SOLUTIONS VIETNAM CO., LTD.、その他)

・ 連結範囲の変更 当連結会計年度において、廃棄物処理施設の運営管理事業を開始した1社を新たに連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数

4社 (神鋼環境エルスタッフ(株)、その他)

非連結子会社については、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は連結会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいため連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・ 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社 (リエネルミエ(株))

・ 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、新規設立により1社を新たに持分法の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 7社

持分法を適用していない会社については、これらの会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額が、連結会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度末日と連結会計年度末日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等による時価法であります。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法であります。

- ② デリバティブ
時価法であります。
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛品……………主として個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。
 - 商品及び製品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
 - i) 自己所有の有形固定資産
主として定額法によっております。
 - ii) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり償却しております。
顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（3年）に基づいて償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 製品保証引当金
製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率に基づく当連結会計年度負担額のほか、特定案件の当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 工事損失引当金
受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができる請負工事について、損失見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した金額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

1. 工事進行基準による売上高

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 62,832百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社及びその連結子会社は水処理事業及び廃棄物処理関連事業における工事契約等に関して、工事進行基準を適用しております。工事進行基準は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約について適用され、当該適用にあたっては連結会計年度末における工事収益総額、見積総原価及び工事進捗度を合理的に見積もる必要があり、工事進行基準による売上高は原価比例法（決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が見積総原価に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法）に基づき、計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

水処理関連事業の工事契約等は主に工業用水及び上・下水道の設備の工事であり、廃棄物処理関連事業の工事契約等は主に都市ごみの焼却・熔融施設の工事に関する設計施工を請け負うものですが、工事着手後の設計変更の発生や、機器納入及び現場作業の進捗状況等により、作業内容が変更される可能性があります。そのため、見積総原価の見積りの基礎となる実行予算の作成にあたって、特に以下のような高い不確実性を伴い、これらの経営者による判断が連結会計年度末における見積総原価の見積りに重要な影響を及ぼすこととなります。

- ・工事契約の完工に必要な全ての作業内容が特定され、その見積原価が実行予算に含まれているか否かの判断
- ・下請業者の施工管理を含め、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更が、適時・適切に実行予算に反映されているか否かの判断

見積総原価は実行予算に基づいて策定しており、実行予算については、工事契約の完工に必要な全ての作業内容を特定したうえで、工数の積算方法、使用する情報・データ、不確定要素がある場合のリスクの反映等を主要な仮定とし、過去の経験及び外部情報との整合性を取ったうえで見積りを行っておりますが、実際に生じた金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。このため、当該主要な仮定については、最善の見積りを前提にしておりますが、今後の状況の変化によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

2. 工事損失引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
工事損失引当金 3,609百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
工事契約について、見積総原価が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた年度の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。
 - ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
水処理関連事業の工事契約等は主に工業用水及び上・下水道の設備の工事であり、廃棄物処理関連事業の工事契約等は主に都市ごみの焼却・熔融施設の工事に関する設計施工を請け負うものですが、工事着手後の設計変更の発生や、機器納入及び現場作業の進捗状況等により、作業内容が変更される可能性があります。そのため、見積総原価の見積りの基礎となる実行予算の作成にあたって、特に以下のような高い不確実性を伴い、これらの経営者による判断が連結会計年度末における見積総原価の見積りに重要な影響を及ぼすこととなります。
 - ・工事契約の完工に必要な全ての作業内容が特定され、その見積原価が実行予算に含まれているか否かの判断
 - ・下請業者の施工管理を含め、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更が、適時・適切に実行予算に反映されているか否かの判断

見積総原価は実行予算に基づいて策定しており、実行予算については、工事契約の完工に必要となるすべての作業内容を特定したうえで、工数の積算方法、使用する情報・データ、不確定要素がある場合のリスクの反映等を主要な仮定とし、過去の経験及び外部情報との整合性を取ったうえで見積りを行っておりますが、実際に生じた金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。このため、当該主要な仮定については、最善の見積りを前提にしておりますが、今後の状況の変化によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券 45百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,474百万円

3. 固定資産の圧縮記帳額

固定資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は818百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、その内訳は建物及び構築物326百万円、機械装置及び運搬具466百万円、無形固定資産25百万円であります。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,120,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日決議	普通株式	725	45.00	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項が次のとおり提案されます。

- ① 配当金の総額 966百万円
- ② 1株当たり配当額 60.00円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については社内管理規程に従って短期的な預金、貸付等に限定し、資金調達については金融機関等からの借入によっております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	4,757	4,757	—
(2) 受取手形及び売掛金	55,885	55,885	—
(3) 電子記録債権	1,000	1,000	—
(4) 短期貸付金	4,473	4,473	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	407	407	—
(6) デリバティブ取引	1	1	—
(7) 買掛金	(13,309)	(13,309)	—
(8) 電子記録債務	(10,209)	(10,209)	—
(9) 短期借入金	(9,767)	(9,768)	△0
(10) 未払法人税等	(2,545)	(2,545)	—
(11) 長期借入金	(2,183)	(2,102)	80

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 短期貸付金

これらの時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券
取引所の価格によっております。
- (6) デリバティブ取引
ヘッジ会計を適用した為替予約取引であり、時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
- (7) 買掛金、(8) 電子記録債務、(9) 短期借入金、(10) 未払法人税等
これらの時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額366百万円）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (11) 長期借入金
長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額411百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

VI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,061円63銭
1 株当たり当期純利益	224円49銭

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(80,529)	(負債の部)	(55,759)
流動資産	60,025	流動負債	49,295
現金及び預金	1,240	買掛金	12,125
受取手形	382	電子記録債務	10,271
売掛金	52,647	短期借入金	9,054
電子記録債権	1,000	未払法人税等	2,173
商品及び製品	36	未払費用	3,281
仕掛品	2,087	前受金	4,141
原材料及び貯蔵品	552	製品保証引当金	1,728
その他	2,131	工事損失引当金	3,597
貸倒引当金	△55	その他	2,920
固定資産	20,503	固定負債	6,464
有形固定資産	8,184	リース債務	5
建物	3,025	退職給付引当金	6,333
構築物	238	その他	124
機械及び装置	706	(純資産の部)	(24,769)
車両運搬具	5	株主資本	24,615
工具、器具及び備品	376	資本金	6,020
土地	3,143	資本剰余金	3,326
建設仮勘定	689	資本準備金	3,326
無形固定資産	1,131	利益剰余金	15,276
特許権	9	利益準備金	470
ソフトウェア	582	固定資産圧縮積立金	1,513
顧客関連資産	164	別途積立金	600
その他	374	繰越利益剰余金	12,691
投資その他の資産	11,187	自己株式	△6
投資有価証券	535	評価・換算差額等	153
関係会社株式	2,534	その他有価証券評価差額金	152
関係会社出資金	331	繰延ヘッジ損益	1
繰延税金資産	5,213		
前払年金費用	1,865		
その他	835		
貸倒引当金	△129		
資産合計	80,529	負債純資産合計	80,529

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		93,723
売 上 原 価		80,553
売 上 総 利 益		13,170
販売費及び一般管理費		9,405
営 業 利 益		3,764
営業外収益		
受取利息及び配当金	288	
その他の	97	386
営業外費用		
支払利息	37	
その他	46	84
経 常 利 益		4,066
特別損失		
固定資産除却損	241	
関係会社株式評価損	277	519
税 引 前 当 期 純 利 益		3,547
法人税、住民税及び事業税	2,222	
法人税等調整額	△1,178	1,044
当 期 純 利 益		2,503

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			剰 余 金		利益剰余金計 合		
		資本準備金	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	その他 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金			
2020年4月1日 残高	6,020	3,326	470	1,602	600	10,824	13,497	△6	22,837	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩				△88		88	-		-	
剰余金の配当						△725	△725		△725	
当期純利益						2,503	2,503		2,503	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△88	-	1,866	1,778	△0	1,778	
2021年3月31日 残高	6,020	3,326	470	1,513	600	12,691	15,276	△6	24,615	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年4月1日 残高	99	11	111	22,948
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				-
剰余金の配当				△725
当期純利益				2,503
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	53	△10	42	42
事業年度中の変動額合計	53	△10	42	1,820
2021年3月31日 残高	152	1	153	24,769

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法であります。

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等による時価法であります。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法であります。

(2) デリバティブ

時価法であります。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 自己所有の有形固定資産

定額法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり償却しております。

顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（3年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 製品保証引当金
製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率に基づく当事業年度負担額のほか、特定案件の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した金額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した金額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 工事損失引当金
受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができる請負工事について、損失見積額を計上しております。
4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
請負工事については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- II. 会計上の見積りに関する注記
計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目
1. 工事進行基準による売上高
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
売上高 58,442百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結計算書類「連結注記表Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。
2. 工事損失引当金
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
工事損失引当金 3,597百万円

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 連結計算書類「連結注記表Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券（関係会社株式） 245百万円

(注) 担保に供している投資有価証券（関係会社株式）245百万円は、廃棄物処理施設の運営・維持管理を受託している関係会社の業務遂行に係る保証のために差入れたものです。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,864百万円

3. 保証債務

次の会社について金融機関からの借入債務等に対し、債務保証を行っております。

(株)福井グリーンパワー 2,469百万円

KOBELCO ECO-SOLUTIONS VIETNAM CO., LTD. 1,085百万円

(株)イー・アール・シー高城 80百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 7,041百万円

長期金銭債権 11百万円

短期金銭債務 1,418百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 10,891百万円

仕入高等 3,658百万円

営業取引以外の取引高 283百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 4,314株

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、製品保証引当金、工事損失引当金及び退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生は、固定資産圧縮積立金であります。

なお、発生した繰延税金負債は、繰延税金資産と相殺のうえ、繰延税金資産の純額を貸借対照表に表示しております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)神戸製鋼所	(被所有)直接80.23%	転籍11名 兼任1名	当社製品の販売及び親会社の製品の購入	当社製品の売 当販	3,238	売掛金	4,944

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

営業取引については、いずれも他の取引先と同様に見積書をベースに、価格交渉し決定しております。

2. 消費税額等は、科目の期末残高に含まれておりますが、取引金額には含まれておりません。
3. 役員には、執行役員を含んでおります。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)福井グリーンパワー	直接70%	転籍1名 兼任2名 出向1名	当社製品の納入等	債務保証	2,469	-	-
子会社	KOBELCO E C O - SOLUTIONS VIETNAM CO.,LTD.	直接100%	兼任3名 出向3名	当社製品の販売及び子会社の製品の購入	債務保証	1,085	-	-
子会社	(株)イー・アール・シー高城	直接100%	転籍1名 兼任2名 出向1名	当社製品の納入等	債務保証	80	-	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

債務保証は、金融機関からの借入債務等に対して保証したものであります。なお、一部の子会社からは保証料の支払を受けております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	コベルコフィナンシャルセンター(株)	なし	なし	当社資金のグループ会社間での融通	資金の貸付	5,658	-	-
					資金の貸付に伴う利息受取	1	-	-
					資金の借入	6,056	短期借入金	9,054
					資金の借入に伴う利息支払	22	-	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の借入及び貸付はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息の利率は、市場金利を反映して合理的に決定しており、担保の受入もありません。なお、借入及び貸付の取引金額は、平均残高を記載しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,536円98銭
1株当たり当期純利益	155円34銭

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

MEMO

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社神鋼環境ソリューション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 槻 櫻 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神鋼環境ソリューションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神鋼環境ソリューション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社神鋼環境ソリューション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 槻 櫻 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神鋼環境ソリューションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、工事契約に係る工事進行基準適用案件のリスク管理徹底等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にWEB会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画をほぼ実行しました。
 - (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という）の構築及び運用の状況について、取締役等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。
 - (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社神鋼環境ソリューション 監査役会

監査役（常勤） 高橋正光 ㊟

監査役（常勤） 梅村栄作 ㊟

監査役 山本雅春 ㊟

監査役 塚本寛城 ㊟

(注) 監査役山本雅春及び監査役塚本寛城は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上